清水港客船誘致委員会

クルーズ船の寄港に合わせて清水港日の出埠頭でイベント開催を計画する主催者様へのお願い

令和７年10月１日時点

項　目	内　容
相談時期	**（10店舗未満、主に乗客向けのイベント）** ・原則として、開催日の２か月前には清水港管理局及び清水港客船誘致委員会に相談すること ・過去に開催実績があり、それと同等以上の体制で開催する場合は１か月前でも可とする **（10店舗以上、市民に広く参加を促すイベント）** ・原則として、開催日の５か月前には清水港管理局及び清水港客船誘致委員会に相談すること
申請時期	・必要書類を用意し、清水港管理局に14日前までに申請すること ※乗客以外の参加を促すために対外的な告知を行う場合、事前に使用の許可を得られるよう早期に申請すること
申請主体	ア 地方公共団体 イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ウ 地方公共団体が支援する行事等（地方公共団体から、支援する理由、使用に関する意見を書面で得ているもの）の実施主体
店舗数	・５店舗以上で出展すること
テント	・「イベント用テント」としてＳＧマーク認証（一般財団法人製品安全協会）を取得したもの、又は、フレームがスチール製で口径が概ね３㎝以上のもの ※家庭用の簡易テントは不可とする
テント固定	・テントの脚１本に30kg以上の重りで固定すること ・テントと重りが確実に接続するよう設営すること
搬入出	・搬入時の車両の進入は入港の15分前までとする ・搬出時の車両の侵入は出港の15分後からとする ・日の出埠頭の照明は搬入出の状況に関わらず消灯するため、照明設備等は必要に応じて主催者が用意すること
飲食提供	・保健所への営業許可申請など必要な手続と対策を行うこと
火気使用	・消防署への届出など必要な手続と対策を行うこと
アクセス	・原則として、公共交通機関、自転車、徒歩での来場を促すこと ※客船誘致委員会が運行する乗客用シャトルバスは利用できない ※無料駐車場は無く、近隣の有料駐車場を利用できるが満車になることがある
交通誘導	・多くの一般市民が来場する場合は、交通誘導のスタッフを４名以上を配置すること
中止の条件	・開催時間中に風速10m/s以上に達した場合、又は、強風注意報以上が発令された場合は、速やかにイベントを中断し、テントの解体等必要な措置を講じること
開催告知	・清水港管理局から使用に係る許可を得る前に対外的な告知を行わないこと
保険加入	・事故の発生に備えて、損害賠償保険への加入を推奨する
備考	・開催時に申請内容が順守されていないことが判明した場合、以後の使用は認めないことがある

申請手順	１－１．清水港客船誘致委員会への事前相談（開催日の２か月前／５か月前）
	１－２．清水港管理局への事前相談（開催日の２か月前／５か月前）
	２．静岡市への副申依頼
	３．清水港管理局に許可申請を提出（開催日の14日前／対外的な告知を行う場合はそれ以前）

申請時の提出書類	日の出埠頭緑地使用許可申請　※様式
	イベントの概要が分かるもの
	イベント当日のタイムスケジュール（搬入出を含む）
	出店者と出品物等の一覧
	イベント会場の配置図
	仮設構造物を設置する場合はその図面（平面図、立面図）
	静岡市からの副申書　　※事前に静岡市に副申依頼が必要
	その他イベントの性質上必要な書類